

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令について（概要）

令和 6 年 10 月

こども家庭庁支援局家庭福祉課

1. 趣旨及び概要

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号。以下「施行規則」という。）においては、母子家庭の母又は父子家庭に父に対する福祉資金の貸付けの
手続等について定められている。
 - 今般、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号。以下「施行令」という。）の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 333 号）により、家計が急変し、所得が児童扶養手当受給相当の所得水準まで減少した者に対して貸付けを行う資金について、その所得限度額を引き上げるとともに、現在具体的な算定方法が規定されていない推定年所得額（施行令第 3 条第 7 号及び第 31 条第 7 号に規定する推定年所得額をいう。）について、その算定方法を府令委任することとした（令和 6 年 11 月 1 日施行）。
 - 本貸付金の所得限度額は児童扶養手当の所得基準に倣っていることから、推定年所得額の算定方法についても、児童扶養手当における所得の算定方法に準ずることとする。具体的には、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 4 条第 1 項の規定により計算された所得の額に準ずるものとして適当と認められる額とする。
 - その他所要の改正を行う。
- ※ 本改正事項については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 74 号）に関する意見募集において意見公募を行ったため、再度の意見公募を行わないこととした。

2. 根拠条項

施行令第 3 条第 7 号及び第 31 条第 7 号

3. 施行期日等

公 布 日：令和 6 年 10 月 30 日

施行期日：令和 6 年 11 月 1 日